

春 令和6年 の全国交通安全運動

令和6年4月6日(土)から4月15日(月)まで



運動の重点

- 1 こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- 2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- 3 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- 4 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項



SP
交番だより
天竜警察署

KOBAN
所在地交番
発行責任者 山内
(電話926-0110代)

ゴールデンウィーク中 山岳遭難に注意!



4月は「若年層の性暴力被害予防月間」です

性暴力で悩んでいませんか?

低山でも日帰りでも天気が良くても、必ず持参してほしいもの!

1 レインウェア上下

下山遅れて日が暮れた後の防寒具として!
また山ではよくある急な雨には欠かせません!



2 予備の飲食物

お弁当やおやつとは別に用意を!
飲食は、身体も気持ちも元気に!

登山計画書の作成も
忘れずにね♪

3 ヘッドライト～「日没を迎えたが暗くて歩けない」とならないために、また遭難時には救助へに位置を知らせるアイテムになります。



4 携帯電話(可能な限りスマートフォン)&予備電池(モバイルバッテリー)～携帯電話は、救助機関とあなたをつなぐ命綱! 万が一の時、バッテリー切れにならないように予備電池も必ず持参を!



例えば「暴行」「脅迫」「フリーズ状態※」「立場による影響力」などが原因となって「イヤ」と思うこと、「イヤ」と言うこと、または「イヤ」を貫くことが難しい状況で性的な行為がされた場合は、それは不同意わいせつ罪や不同意性交等罪という犯罪の被害です。

※ 性被害にあった時、予想外の出来事に直面したことなどで、体が動かなくなってしまう状態

「被害にあっているかも」と思ったら……

ひとりで悩まず ご相談ください

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター (はやくワンストップ)
#8891

性犯罪被害相談 (ハートさん)
#8103